

健生発 0603 第 5 号
医政発 0603 第 7 号
令和 8 年 6 月 3 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{市町村長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「食育基本法の一部を改正する法律の施行について」を踏まえた健康づくりのための食育の推進について

「食育基本法の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 24 号。以下「改正法」という。）については、令和 8 年 5 月 27 日に公布され、同日から施行されたところである。今般、別添のとおり、「食育基本法の一部を改正する法律の施行について」（令和 8 年 5 月 29 日付け 8 消安第 1399 号農林水産省消費・安全局長通知）が通知されたところであり、これに伴い、下記の事項に留意の上、健康づくりのための食育の推進に特段の御配慮をお願いするとともに、各都道府県においては、管内市町村（政令市及び特別区を除く。）、関係機関、関係団体等に対する周知及び適切な支援をお願いする。

なお、この通知の施行をもって「健康づくりのための食育の推進について」（平成 17 年 7 月 15 日付け健発第 0715002 号、食安発第 0715001 号、雇児発第 0715003 号 厚生労働省健康局長、医薬食品局食品安全部長、雇用均等・児童家庭局長連名通知）は廃止する。

記

第 1 改正法の趣旨及び概要

一 前文の改正

1 「食」をめぐる環境の変化

世帯構成等の変化、食料安全保障の確保、農林漁業の理解及び食生活の充実等を追加

2 国民運動としての食育の在り方の明確化

(1) 食育が「食」に関する体験活動等を通じて豊かな人間性を育むことを追加

(2) 食育の推進に関する取組を、不断の努力を積み重ね、あまねく全国においてあらゆる世代の人々に対して十分に展開することを追加

二 総則の改正

1 食料安全保障の確保

食料安全保障の確保に資する食育の推進を目的等に追加、食料の合理的な価格の形成についての国民の理解を追加

2 関連分野との協働による食育の取組拡大

文化、観光、環境、スポーツ等の関連分野における施策との有機的な連携を追加

3 子どもの食育における教育基本法等による施策との連携推進

教育基本法その他の関係法律による施策と相まって取り組む旨を追加

4 大人も含めた食に関する理解醸成・行動変容の促進

食育の場として職場を例示、大人の食育と食に関する理解の醸成や食生活の改善、食料の持続的な供給に資する物の選択の努力等の行動につながる能力を追加

5 食育の推進のための連携

国の関係機関や地方公共団体の部局間の連携、官民連携を含む関係者相互の連携を追加

三 食育推進基本計画等に関する規定の改正

1 PDCA サイクルによる食育の推進

食育の目標の達成状況の調査公表、施策評価の食育推進基本計画への反映を追加

2 地方公共団体の取組状況の「見える化」のための支援

都道府県や市町村の食育推進計画の作成や実施への助言その他の援助を追加

四 基本的施策の改正

1 生産者と消費者との交流の促進等の強化

消費者の役割と農林漁業体験活動を追加

2 学校等における食育の強化

栄養教諭を例示、農林漁業教育の充実と教育活動を支援する人材の活用を追加

- 3 民間企業を巻き込んだ大人の食育運動の促進
職場や大学等における食育の推進、個人の取組の成果の「見える化」の支援を追加
- 4 関連分野との協働による食育推進運動の展開
関連分野との協働、ボランティア以外の関係者との連携
- 5 人材の育成及び確保
食育の推進に関する活動を担う人材の育成及び確保等の食育推進体制の充実を追加

第2 健康づくりのための食育の推進のための基本的考え方

- 1 健康づくり、食品安全等の施策について、所管する部局が十分に調整を図りつつ、食育の推進に係る効果的な事業の充実強化を図ること。
また、その際には、母子保健部局、農政担当部局、教育担当部局等の関係部局とも十分な連携の下で、総合的に食育に関する施策を進めること。
- 2 地域における食育の推進に関する施策を進めるに当たっては、関係機関及び関係団体との連携強化を図ること。
- 3 都道府県及び市町村における食育推進計画の策定に当たっては、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく地域行動計画、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づく歯科口腔保健の推進に関する基本的事項等との整合性を図ること。

第3 健康づくりのための食育の推進に関する基本的取組

- 1 地域における栄養・食生活の改善、食品の安全性に関する知識の普及のための取組の推進
 - (1) 生活習慣病の予防及び要介護状態になることの予防等、生涯を通じた健康づくりの観点から、保健所、市町村保健センター、医療機関等における栄養・食生活改善や口腔機能の獲得・維持・向上を含む歯・口腔の健康に関する正しい知識の普及及び活動の推進を図ること。
 - (2) 地域における食品の安全性を始めとする食に関する幅広い情報の提供や意見交換等の取組の推進を図ること。
 - (3) 地域の食品関連事業者等が行う栄養・食生活の改善及び食品の安全性に関する情報提供や意見交換の取組に協力するなど食育に関する活動の推進を図ること。

2 家庭や地域等における健全な食生活の確立等のための取組の推進

- (1) 家庭における健全な食生活の確立及び食品の安全性に関する正しい知識の普及を図ること。
- (2) 生涯を通じて健全な食生活を営むことができるよう、自らの栄養・食生活の状況を踏まえて改善すべき点について改善できるようにするための取組や、歯・口腔の健康づくりに関する取組への支援を図ること。
- (3) 食育の機会が減少しがちになる一方で自ら食事の選択機会が増える若年層（大学等の学生を含む。）に対する栄養・食生活の改善のための啓発活動や支援を図ること。

3 食育の推進のための栄養・食生活の改善及び食品の安全性に関する調査

- (1) 食育の推進のための栄養・食生活の改善に関する地域の実態把握及び施策の評価に努めること。
- (2) 地域における食品の安全性に関する調査及び研究を行うこと。

8 消安第1399号

令和8年5月29日

厚生労働省健康・生活衛生局長

農林水産省消費・安全局長
(公 印 省 略)

食育基本法の一部を改正する法律の施行について（通知）

この度、第221回国会において、「食育基本法の一部を改正する法律」（令和8年法律第24号。以下「改正法」という。）が成立し、本年5月27日に公布・施行されたので通知いたします。

改正の趣旨及び概要については下記のとおりですので、十分ご了知の上、貴省におかれては、関係機関、関係団体等に対して周知いただくようお願いいたします。

また、現在、改正法の内容を踏まえて第5次食育推進基本計画を作成中であり、食育推進会議において決定され次第、通知する予定です。

なお、夏頃に、改正法及び第5次食育推進基本計画についてのオンライン説明会を開催することを検討しておりますので、申し添えます。

記

第1 改正の趣旨

食育基本法は、食育に関する基本的事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民生活と、豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的として、平成17年に議員立法により制定された。

法の施行から20年が経過する中で、我が国における食や農林漁業を取り巻く状況の変化に対応し、食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ、農林水産物の生産にかかるコストを消費者が理解して負担するための理解醸成や、地場産品、国産品を選ぶようになるための食育を中長期的に着実に取り組む必要がある。

改正法は、農林漁業に関する教育の促進、大人向けの食環境改善を含む新たな施策、その施策を推進するための体制の構築等が求められていることに応え、前文及び基本理念の見直し、食育推進基本計画等に係る規定の整備、基本的施策の拡充等の措置を講ずるものである。

第2 改正の概要

1 前文の改正

(1) 「食」をめぐる環境の変化

ア 「食」をめぐる環境の変化として、働き方が多様化し、世帯構成が変化したこと及び消費者と生産者との関係が希薄化したことを掲げるほか人々がまだ食べることができる食品を廃棄する等の問題がある旨及び良質な食料の安定的な確保の面からも「食」の在り方を学ぶことが求められている旨を追加する。

イ 「食」をめぐる環境の変化の中で、食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に寄与することが期待されている旨を追加する。

(2) 国民運動としての食育の在り方の明確化

ア 食育は、「食」に関する体験活動等を通じて自然の恩恵や農林漁業者をはじめとする「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深め、豊かな人間性を育むものである旨を追加する。

イ 食育の推進は、健全で充実した食生活を実践するために、職場等を含めた機会と場所を中心に、「食」に関わる知識又は経験を有する人材を育成し及び活用し、自ら進んで取り組んでいくものである旨を追加する。

ウ 食育の推進に関する取組は、食育をより実効的なものとするため不断の努力を積み重ね、国民運動として、あまねく全国において、あらゆる世代の人々に対し十分に展開することが求められている旨を追加する。

2 総則の改正

(1) 食料安全保障の確保（第1条及び第7条関係）

ア 目的として、食料安全保障の確保にも資する食育を推進することを追加する。

イ 食育は、食料の合理的な価格の形成について国民がその発達段階に応じた適切な方法により理解を深めることができるようにするとともに、食料安全保障の確保に資するよう推進されなければならない旨を追加する。

(2) 関連分野との協働による食育の取組拡大（第4条関係）

食育を推進するための活動に当たっては、文化、観光、環境、スポーツその他の各関連分野における施策との有機的な連携を図りつつ展開されなければならない旨を追加する。

(3) 子どもの食育における教育基本法等による施策との連携推進（第5条関係）

食育は、教育基本法その他の関係法律による施策と相まって行わなければならない旨を追加する。

(4) 大人も含めた食に関する理解醸成及び行動変容の促進（第6条関係）

食育を行うに当たっては、年齢等にかかわらず、職場を含むあらゆる機会とあらゆる場所を利用する旨を追加するとともに、食に関する理解を深め、これを食生活の改善や食料の持続的な供給に資する物の選択に努める等の健全な食生活を送ること等に資する行動に結び付けることができる能力を育むことを旨としなければならない旨を追加する。

(5) 食育の推進のための連携（第9条新第2項、第10条及び新第13条の2関係）

ア 国及び地方公共団体内部の相互連携

（ア）国の関係行政機関は、食育の推進に関する施策が円滑かつ確実に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない旨の規定を設ける。

（イ）地方公共団体は、食育の推進に関して施策を策定し、及び実施するに当たっては、教育等（教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健をいう。）、農林漁業その他の食育に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保しなければならない旨を追加する。

イ 官民連携の強化

国、地方公共団体、教育関係者等、農林漁業者等及び食品関連事業者等は、基本理念の実現を図るため、食育の推進に関し、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない旨の規定を設ける。

3 食育推進基本計画等に関する規定の改正

(1) 食育推進基本計画の評価等（第16条新第4項及び新第5項関係）

ア 食育推進会議から食育推進基本計画の作成又は変更の報告を受けた農林水産大臣は、少なくとも毎年一回、食育推進基本計画に掲げる食育の推進の目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない旨の規定を設ける。

イ 食育推進会議は、食育に関する状況の変化を勘案し、及び食育の推進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、食育推進基本計画を変更するものとする旨の規定を設ける。

(2) 地方公共団体に対する情報の提供等（新第18条の2関係）

国は、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画の作成及び実施の推進に資するため、食育の推進に関する取組の状況についての調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供、助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとする旨の規定を設ける。

4 基本的施策に関する規定の改正

(1) 生産者と消費者との交流の促進の強化（第19条及び第23条関係）

ア 国及び地方公共団体が家庭における食育の推進を支援するために講ずるべき必要な施策の例示として、農林漁業に関する体験の場の提供を追加する。

イ 国及び地方公共団体が生産者と消費者との信頼関係を構築するために必要な施策を講ずるに当たっての考慮事項として、食料・農業・農村基本法第十四条に定める消費者の役割を追加する。

(2) 学校等における食育の強化（第20条第1項及び新第2項関係）

ア 国及び地方公共団体が講ずるべき指導体制の整備として設置すべき教職員の

例に学校における食育の中核的な役割を果たす栄養教諭を追加するとともに、子どもの食に関する理解の促進のため必要な施策の例として教育の一環として行われる農林漁業に関する体験活動その他の農林漁業教育（食を支える農林漁業及びその関連産業についての理解と関心を深めるための教育をいう。）を追加する。

イ 国及び地方公共団体は、農林漁業教育等を通じた子どもの食に関する理解の促進等の施策を講ずるに当たっては、農林漁業者その他の教職員以外の人材の活用等を図るものとする旨の規定を設ける。

（３）大人の食育運動の促進（新第20条の２及び新第21条の２関係）

ア 国及び地方公共団体は、成年に達した者の健全な食生活の実現に資するよう、大学等の学生に対する食生活の改善のための啓発活動その他の活動に対する支援、事業者がその雇用する者の健康に配慮して行う食育の推進に関する活動に対する支援、食育の推進に関する活動を行う事業者等の連携及び協働を促進するための体制の整備等必要な施策を講ずるものとする旨の規定を設ける。

イ 国及び地方公共団体は、広く国民が、年齢等にかかわらず、健全な食生活を実践する意欲を高めることができるよう、国民が自らの栄養、食習慣等に関する食生活の状況を把握し及び改善するための取組への支援その他の食生活の改善のための取組への支援等必要な施策を講ずるものとする旨の規定を設ける。

（４）関連分野との協働による食育推進運動の展開（第22条第１項及び第２項関係）

ア 国及び地方公共団体は、民間の団体等が行う食育推進活動が、文化、観光、環境、スポーツその他の各関連分野の事業者又はその組織する団体その他の関係者とも協働しながら全国において展開されるようにするものとする旨を追加する。

イ 国及び地方公共団体が、連携協力を図るための施策を講ずる相手方として、ボランティアのほか、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わる者を追加する。

（５）食育推進体制の充実（新第25条の２関係）

国及び地方公共団体は、食育の推進に必要な体制の充実が図られるよう、食育の推進に関する活動を行う人材の育成及び確保、食育の推進に関する活動を行う者に対する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする旨の規定を設ける。

５ 施行期日（附則関係）

この法律は、公布の日から施行する。